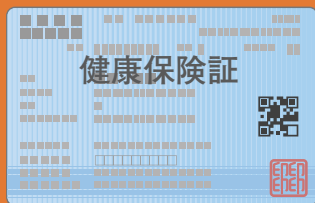


# 12月2日以降、

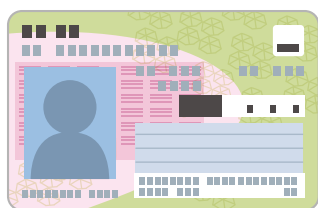
# 保険証は新たに発行されなくなります



12月2日時点でお手元にある有効な保険証は、来年12月1日（有効期限がそれ以前に切れる場合はその日）まで利用できます。それまではなくさないよう、ご注意ください。

## マイナンバーカードの取得状況で 医療機関などでの受診方法が異なります！

### マイナンバーカードを持っている



保険証  
利用登録

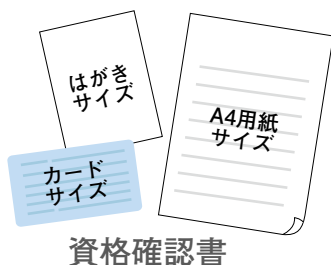
している

マイナンバーカードをご提示ください。  
※マイナンバーカード未対応の医療機関などを受診する場合は別途送付する「資格情報通知書」を併せて提示してください。

していない

『資格確認書』をご提示ください。取り扱いはマイナンバーカードを持っていないかたと同様です。

### マイナンバーカードを持っていない



現在お持ちの保険証の有効期限が切れるまでに送付される『資格確認書』を提示してください。

※健康保険によって形はさまざまです。

健康保険ごとに保険証や資格確認書の有効期限、送付時期などの取り扱いが異なります。詳しくは、加入している健康保険にお問い合わせください。

長崎市国民健康保険 …………… 国民健康保険課 (☎829-1136)

長崎県後期高齢者医療制度 …… 後期高齢者医療室 (☎829-1139)

その他健康保険 …………… 加入している健康保険にお尋ねください。